

第 20 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 4 年 7 月 20 日 (水) 午後 1 時 30 分
会 場 山都保健センター 多目的ホール

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

17 番 佐藤 光伸

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 42 号 会務報告について

報告第 43 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 44 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出
について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 98 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 99 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 100 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 101 号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第 102 号 農用地利用集積計画について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日はお忙しいところ第20回総会にご出席をいただきまして、大変
ご苦勞様でございます。さて、梅雨明けをしましたが梅雨の戻り

ということで、ここ10日間くらい長雨で連日雨が降り曇天が続いておりますが、いよいよ水稲においても2週間ほどで、出穂をしますので一番大事な時期にきめ細かな管理をして、いもち病がかなり怖いので発生に十分留意されますよう、肥培管理に努めていただきたいと思います。水稲をはじめ、各農作物についても同様であります。徹底した肥培管理、防除をお願いしたいと思います。

また、新型コロナについては6月末にはこれで収束するのかと見ておりましたが、第7波ということでBA-2からBA-5に置き変わっております。60歳未満が7割～8割感染、60歳以上が2割という数字が出ているようです。今日現在急に増加しております、本県においては958名ということで過去最高の感染者が確認されたということになります。かなり感染力が強いということで、あの人がかかったのかという身近なところまで来ておりますので、基本的な感染対策それから、戻り梅雨ということでもありますけども、もうしばらくしますと梅雨明けするのかということ、猛暑日が続く可能性もありますので熱中症対策も併せて、体調面を万全にさせていただきたいと思います。また、来月にはいよいよ農地パトロールが始まります。これについても暑さ対策、また奥山に行くこともありますので、何がいるかわかりませんので無理をしないということで、事務局と打ち合わせをして要領良く農地パトロールを進めていただくことをお願いしたいと思います。コロナということで我々の最適化推進にも影響して来ますし、いろいろ計画をした事業等についても中止した場合には、また昨年度と同じ様な傾向を辿るのかと心配されます。その様な中ではありますが、本日の総会には、報告3件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申し上げます、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第20回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、1番 高橋忠一委員、2番 高野進委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第42号 会務報告について」、「報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第44号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第42号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

報告第44号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第44号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出の
No.1について、13番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに
補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔報告第44号について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法施行規則第29条第1項第1号 案件No.1について、補足説明いたします。去る7月11日午前11時5分ごろから小林委員、誼高次長、私の3人で〇〇〇さんの息子さん立ち会いにおいて、現況確認及び聞き取り調査を行いました。地目は田になっておりますが、畑として利用されており、その一部に農機具格納庫のパイプハウスを建築したいとのことでした。北側は水路と道路になっており、日照等で周囲の農地に悪影響を及ぼすことはない判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第42号から報告第44号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第42号から報告第44号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第42号から報告第44号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第98号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転5件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員

No.2については、13番 木村富士男委員

No.3については、18番 齋藤澄子委員

No.4については、5番 武藤常雄委員

No.5については、17番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。それでは農地法第3条所有権移転 案件No.1について、ご報告いたします。去る7月11日午前9時過ぎから、現地並びに申請者の譲渡人〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんのお父さんである〇〇〇さんの立ち会いのもと内容の聞き取り調査を行いました。現地は譲受人の〇〇〇さんの自宅の西側にあり、周りは住宅、また水路を挟んで水田がある場所でした。出入りは、譲受人の〇〇〇さん宅の玄関前を通らなければ入れない農地で、今までもこの農地に大豆等を作付けしていたということで、譲り渡すということになった様です。このことから、本申請に伴う農地の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第3条所有権移転 案件No.2について、補足説明いたします。去る7月9日午前10時頃から譲受人の〇〇〇さんと私の2人で現況確認及び聞き取り調査を行いました。行政書士の〇〇〇さんには電話にて内容確認をしております。本案件の〇〇〇さん宅と〇〇〇さん宅は本家、分家の間柄になっており、〇〇〇さんの親の代から借地として使用していたそうです。〇〇〇さんは横浜在住で、こちらに戻って来る予定はないとのことで、手放すことになったそうです。畑は30数年前からリンゴ畑として利用しており、現在もきちんと管理されているので、周辺農地への悪影響はないと判断いたしました。以上です。

○齋藤澄子委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

18番齋藤です。農地法第3条所有権移転 案件No.3について、現地確

認の結果等報告させていただきます。去る7月7日午後4時過ぎから、現地におきまして譲渡人の〇〇〇さんは勤めのため不在、譲受人の〇〇〇さんも不在で、父親の方と現地を確認させていただきました。申請地の隣に〇〇〇さんの方で育苗ハウスを持っておりまして、その隣が湿地帯ではあるんですが、〇〇〇さんの農地になっております。そちらを盛土して同じ様に育苗ハウスを造るということで、周辺農地に影響を及ぼすことはないと確認して参りました。以上です。

○武藤常雄委員

〔所有権移転のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

5番武藤です。農地法第3条所有権移転 案件No.4について、補足説明いたします。去る7月7日に電話及び訪問により現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得につきましては、周辺農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○佐藤光伸委員

〔所有権移転のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番佐藤です。農地法第3条所有権移転 案件No.5について補足説明いたします。5月上旬に電話で確認しました。空き家バンクに付随した農地ということで、農地面積も小さな農地になっております。その農地に行く進入路もございません。周辺農地にまったく影響を及ぼさないということで確認して参りました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第98号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第98号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第99号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1、No.2について、10番 小林千代松委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代委員

〔No.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。農地法第4条 案件No.1、No.2の案件について、現地調査の結果を報告いたします。去る7月11日午前10時30分頃から、誼高次長、木村委員、私と申請人の〇〇〇さん、〇〇〇さんの両人が出席して現地確認をいたしました。2人は〇〇〇の役員と社員ということで、土地も隣接しておりますので同時に確認をしたところ、外の農地に土砂の流出等の心配はなく、適正な管理が出来ると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第99号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○齋藤澄子委員

18番齋藤です。〇〇〇から借りているとお伺いしましたが、何年で借りているか、また育苗ハウスで苗を作るということですが、どういった苗を作るかわかったら教えていただきたいと思います。

○事務局

こちらの土地につきましては、〇〇〇さん、〇〇〇さんの方から〇〇〇の方で土地を借りて、営農しているということです。現在まではそばの作付けをしているということで、秋そばのみです。今年の秋そばを作付けして、秋上げが終わってから工事に着手するという内容になってございます。育苗プールですけども、基本的には自分のところの田んぼで作付けしている苗を作るということでございます。1,400箱は自分のところの水稲の作付用で、銘柄までは聞いておりませんが、自分のところで作付けする分で賄いますという内容でございます。

○議長

齋藤委員よろしいでしょうか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第99号について、原案のとおり可決するこ

とに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第100号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転9件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1、No.2については、13番 木村富士男委員

No.3、No.4については、10番 小林千代松委員

No.5については、13番 木村富士男委員

No.6については、12番 木戸賢治委員

No.7については、14番 小林博行委員

No.8、No.9については、9番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第5条移転 案件No.1、No.2について、補足説明いたします。まずNo.1について、去る7月11日午前9時10分頃から譲受人の〇〇〇さんと小林委員、誼高次長と私の4人で現況確認及び聞き取り調査を行いました。現地の周辺は、ほぼ住宅やアパートになってお

り、ここだけポツンと休耕畑になっていました。造るのは露店の駐車場のため、日照の問題もないと判断いたしました。また、隣は奥さんの実家になっているので、駐車場の管理もきちんとされるものと思われました。

続きまして、No. 2 についてですが、こちらも去る 7 月 11 日午前 9 時 25 分頃から代理人の〇〇〇事務所の〇〇〇さん、小林委員、誼高次長と私の 4 人で現況確認及び聞き取り調査を行いました。現地は区画整理事業により、既に区割りされた土地であり周囲に耕作されている農地もなく、何も問題ないと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo. 3、No. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10 番小林です。農地法第 5 条移転 案件No. 3、No. 4 について、現地確認の結果を報告いたします。7 月 11 日午前 9 時 50 分頃、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん、誼高次長と木村委員、私の 4 人で現況を確認しましたところ、ほとんど周りは住宅で道路を挟んで南側にしか農地はないということで、周辺農地へ支障を及ぼすことはないと判断いたしました。

続きまして、No. 4 についてですが、同じく 7 月 11 日午前 10 時頃、譲受人の〇〇〇さんは欠席で代理人の〇〇〇さん、譲渡人の〇〇〇さんの旦那さん、立ち会いのもと、誼高次長と木村委員、私の 5 人で現況を確認して来ました。こちら周りは住宅地になっており、排水路並びに汚水等、そして周辺に農地がないということで、支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13 番木村です。案件No. 5 について補足説明いたします。7 月 11 日午前 8 時 50 分頃から譲渡人の〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんの娘さん、代理人で行政書士の〇〇〇さん、小林委員、誼高次長と私の 7 人で現況

確認及び聞き取り調査を行いました。現地の西側には市営団地があり、東側は道路を挟んで田んぼで北側は住宅になっており、南側が畑なので畑への日照には問題ないと判断いたしました。雨水については、地下浸透及び北側、西側、東側の水路へ排水し、生活排水については分譲区画ごとに合併浄化槽を設置し、西側水路へ排水することなので問題ないと判断いたしました。以上です。

○木戸賢治委員

〔所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番木戸です。案件No.6について説明いたします。去る7月8日午前9時15分より、双方の代理人である〇〇〇行政書士事務所の〇〇〇さん、事務局から湯浅主事、また農業委員からは菅井委員と私が立ち会い、現地の確認と内容の聞き取りを行いました。譲受人の〇〇〇さんは、現在空き家となっている住宅を購入し、新築を予定しておりますが接続する農地まで取得しないと宅地の地盤が維持できない恐れがあるため、取得するものです。法面部分の一部は駐車場として整備し、傾斜地については芝を張り詰めて土砂の流出を防ぎます。また、周囲に耕作されている農地はなく、雑排水については合併浄化槽で処理しますので周辺の農地に影響を及ぼすことはないものと思われます。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.7について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。案件No.7について説明いたします。今月の8日午後3時30分頃に現地調査を行いました。立ち会い人は、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人〇〇〇市の〇〇〇の〇〇〇さん、当委員会の大津委員、私、事務局の佐藤主査で聞き取り並びに現地確認を実施いたしました。本申請地は2ヶ所あります。図面を見ていただければわかりますが、かなり離れておりますが、いずれも隣接地に住宅が建っている1画にあります。こちらの地区は第3種農地の扱いとなっております、周辺は住宅地となっております。まず、田の現況なんですけど3筆が繋がっ

ておりまして、平地で雑種地の状態でありました。昨年まで稲を作付けしていましたが、委託して作ってもらっていたんですけども、その方から高齢になり出来ないと言われ、今年是不作付となりました。〇〇〇さんも高齢であり転用することにしたということでありました。この田の下側に既存の田んぼがありまして、接しておるわけですが、現況は稲が植栽してありました。そのために用水、排水等にトラブルが生じないようにという注意をして来ました。ほかに問題なしと思われる。なお、会津北部土地改良区からの意見書は頂いているということでした。続いて畑地なんですけど、現況は荒地の状態で何も作付けはされておりませんでした。隣接地は、住宅と墓地と接しており、辺りに農地は見当たりませんでした。こちらも住宅地の1画の土地であり、転用するのに何ら問題はないと思われれます。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo. 8、No. 9について、現地調査の結果並びに補足説明〕
9番大津です。農地法第5条第1項の規定による許可申請 案件No. 8について、報告いたします。去る7月8日午後3時より譲受人の〇〇〇氏は欠席、譲渡人の〇〇〇氏は出席、代理人として〇〇〇行政書士が出席しております。立ち会い人として塩川総合支所より佐藤主査、農業委員からは小林委員と私で現地調査を行いました。転用の目的ですが、宅地分譲地で、転用により生ずる付近の概要ですが、ここは区画整理事業の完了地区内にあり、土砂の流出等の恐れはないと思われれます。取水計画は喜多方市上水道を使用する。排水計画については汚水は喜多方市下水道を使用する。周囲に耕作している土地はなく、支障を及ぼす恐れはないと判断いたしました。

続いて、案件No. 9について、報告いたします。去る7月8日午後3時20分より譲受人である〇〇〇氏は出席、譲渡人は欠席しております。代理人として〇〇〇行政書士が出席しております。立ち会い人は塩川総合支所佐藤主査、農業委員より小林委員と私で現地調査を行いました。転

用の目的ですが、こちらも宅地分譲地で、転用により生ずる付近の概要ですが、ここも区画整理事業の完了地区内にあり、土砂の流出の恐れはないと思われまゝ。こちらの取水計画ですが、市道内の上水道本管より取水する。排水計画についても雨水は、住宅地敷地は砂利で整地し、雨水は地下浸透させる。汚水については、住宅の雑排水は市道内の下水道本管に放流します。ここも周囲に耕作している土地はなく、支障を及ぼす恐れはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第100号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第100号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第101号 農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

なお、本案件中、No.1を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[No.1 を除く農振変更計画 1 件(除外 1 件)を朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第101号のNo.1を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第101号のNo.1を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号のNo.1を除く案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第101号のNo.1の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、7番 菊地貴委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菊地貴委員の退席を求めます。

※ (7番 菊地貴委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[農振変更計画のNo.1の案件について朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第101号のNo.1の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第101号のNo.1の案件について、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号のNo.1の案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

7番 菊地貴委員の着席を求めます。

（7番 菊地貴委員着席）

○議長

続きまして、「議案第102号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定4件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第102号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第102号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第20回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 4 : 4 2